

職業実践専門課程等の基本情報について

学校名		設置認可年月日		校長名		所在地		
福岡医健・スポーツ専門学校		平成14年4月1日		古谷野 深		〒 812-0032 (住所) 福岡県福岡市博多区石城町7番30号 (電話) 092-262-2119		
設置者名		設立認可年月日		代表者名		所在地		
学校法人滋慶学園		昭和58年12月23日		浮舟 邦彦		〒 134-0084 (住所) 東京都江戸川区東葛西6丁目16番2号 (電話) 03-5878-3311		
分野	認定課程名	認定学科名	専門士認定年度	高度専門士認定年度	職業実践専門課程認定年度			
医療	医療専門課程	看護科	平成30(2018)年度	-	令和 2(2020)年度			
学科の目的	看護専門職者として確かな知識と技術を身につけ、社会に貢献できる質の高い看護を実践できる能力、豊かな感性を養い倫理に基づいた看護を実践できる能力、変化する社会情勢や医療に対して広い視野を持ち、物事に柔軟に対応できる能力、人間関係を保ちチームの一員として行動できる能力を身につけた看護師を育成する。							
学科の特徴 (主な教育内容、取得可能な資格等)	<主な教育内容> 看護専門職者として確かな知識と技術を身につけ、社会に貢献できる質の高い看護を実践する看護師を育成する教育を行う。 <取得可能な資格> 看護師							
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	講義	演習	実習	実験	実技	
3年	昼間	※単位数、単位いずれかに記入 2,835 単位数時間 単位	1,830 単位数時間 単位	30 単位数時間 単位	975 単位数時間 単位	0 単位数時間 単位	0 単位数時間 単位	
生徒総定員	生徒実員(A)	留学生数(生徒実員の内数)(B)	留学生割合(B/A)	中退率				
120 人	103 人	0 人	0 %	7 %				
就職等の状況	■卒業者数(C) : 35 人 ■就職希望者数(D) : 32 人 ■就職者数(E) : 32 人 ■地元就職者数(F) : 26 人 ■就職率(E/D) : 100 % ■就職者に占める地元就職者の割合(F/E) : 81 % ■卒業者に占める就職者の割合(E/C) : 91 % ■進学者数 : 0 人 ■その他 :							
	(令和 5 年度卒業者に関する令和6年5月1日時点の情報) ■主な就職先、業界等 (令和5年度卒業生) 総合病院 一般病院							
第三者による 学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価: ※有の場合、例えば以下について任意記載 評価団体: 受審年月: 評価結果を掲載したホームページURL			無				
当該学科の ホームページ URL	<a href="https://www.iken.ac.jp/course/nursing/">https://www.iken.ac.jp/course/nursing/</a>							
企業等と連携した 実習等の実施状況 (A、Bいずれかに 記入)	(A:単位数による算定)							
	総授業時数		2,835 単位数時間					
うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数		180 単位数時間						
うち企業等と連携した演習の授業時数		0 単位数時間						
うち必修授業時数		2,835 単位数時間						
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数		180 単位数時間						
うち企業等と連携した必修の演習の授業時数		0 単位数時間						
(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)		0 単位数時間						
(B:単位数による算定)								
総単位数		単位						
うち企業等と連携した実験・実習・実技の単位数		単位						
うち企業等と連携した演習の単位数		単位						
うち必修単位数		単位						
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の単位数		単位						
うち企業等と連携した必修の演習の単位数		単位						
(うち企業等と連携したインターンシップの単位数)		単位						
教員の属性(専任教員について記入)	① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者 (専修学校設置基準第41条第1項第1号)		5 人					
	② 学士の学位を有する者等 (専修学校設置基準第41条第1項第2号)		5 人					
③ 高等学校教諭等経験者 (専修学校設置基準第41条第1項第3号)		0 人						
④ 修士の学位又は専門職学位 (専修学校設置基準第41条第1項第4号)		0 人						
⑤ その他 (専修学校設置基準第41条第1項第5号)		0 人						
計		10 人						
上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数		4 人						

1. 「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

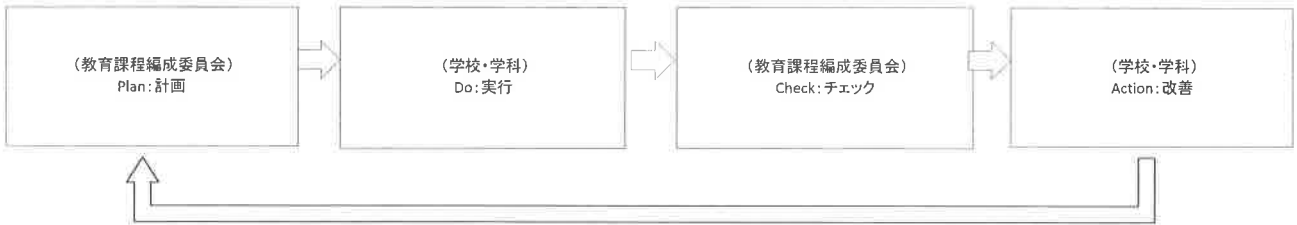
(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体の役職員及び実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業の役職員が参画する教育課程編成委員会を年2回実施し、業界の動向や変化、それに伴うニーズや必要な人材像を把握すると共に、実施している授業やカリキュラム等を各委員に検証してもらいアドバイスや意見を頂く。また、教員による実習先訪問や就職担当による企業訪問を通して更なる情報収集を図る。それらを十分に生かしつつ、カリキュラムや授業方法の改善、授業科目の開設等を図り、実践的かつ専門的な職業教育を主体的に実施する。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

教育課程の編成は、理事会の下に設置された教育課程編成委員会において討議した内容を十分に考慮したうえで、学科会議において編成を行うものとし、委員会の適切な運営は理事会が担保することになっている。また、教員組織規則において、「委員会の審議を通じて示された企業等の要請その他の情報、意見を十分に生かし、実践的かつ専門的な職業教育を実施する教育課程の編成に努める」ことが明記され、この定めに従って委員会を運営する。(以下図により、編成意思決定の過程を示す)



(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和6年4月1日現在

名 前	所 属	任 期	種 別
湯元 照子	福岡県看護連盟 副会長	令和6年4月1日～令和7年3月31日(1年)	①
平野 千恵美	医療法人相生会 宮田病院 看護師長	令和6年4月1日～令和7年3月31日(1年)	③
土本 佳正	福岡医健・スポーツ専門学校 事務局長	令和6年4月1日～令和7年3月31日(1年)	—
古谷野 潔	福岡医健・スポーツ専門学校 学校長	令和6年4月1日～令和7年3月31日(1年)	—
河口 青児	福岡医健・スポーツ専門学校 副校長・教務部長	令和6年4月1日～令和7年3月31日(1年)	—
松原 敏昭	福岡医健・スポーツ専門学校 教務事務部長	令和6年4月1日～令和7年3月31日(1年)	—
早田 真樹	福岡医健・スポーツ専門学校 副教務部長・看護科 学科長	令和6年4月1日～令和7年3月31日(1年)	—

※委員の種別の欄には、企業等委員の場合には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。

(当該学校の教職員が学校側の委員として参画する場合、種別の欄は「—」を記載してください。)

- ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)
- ②学会や学術機関等の有識者
- ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

教育課程編成委員会は年2回開催し、第1回目を毎年5月、第2回目を翌年1月に実施している。今年度開催(予定)日時は以下の通り。また、委員会欠席委員に対しては個別に意見聴取を行うなど、必要に応じて、適宜適切に分科会等を開催する場合がある。

(開催日時(実績))

- 第1回 令和6年5月17日 15:30～17:00
- 第2回 令和7年1月24日 13:00～15:00 (予定)

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。

教育課程編成委員からは、「コミュニケーション力の強化」「仕事に対する身構え・気構え・心構えといったプロ意識の確立」「社会的人格形成」「自主性・主体性・積極性の育成」「仕事観・職業観の確立による早期退職の防止」「基礎力と柔軟な応用力の育成」など、多くの意見を頂いた。これらを基に、コミュニケーションスキルアップ検定の導入や授業内容・方法の改善を図ると共に、授業以外の教科指導、実習指導、生活指導、就職指導、国試対策指導等あらゆる機会をとらえて、キャリア教育の充実に向けた検討・環境整備に取り組んでいる。

2. 「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係			
(1)実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針			
<p>本校は、「学校と業界が協力をして、業界が求める即戦力の人材を育成し、業界に送り出す」という「産学共同教育」を開校以来実践してきた。即戦力としての職業人教育を行うため、業界と連携して専門知識・技術、人間力を有した人材育成を行っている。このため、特に実習・演習科目に於いては、現場の第一線で活躍するプロに非常勤講師を依頼するなど、授業内容を業界関係者と共に企画立案し、その実施及び達成度評価を行っている。</p>			
(2)実習・演習等における企業等との連携内容			
<p>連携企業等と講師業務委託契約を交わした上で、現場の第一線のプロが非常勤講師として授業を行っている。学校と非常勤講師が協議して作成したシラバスを基に授業は進行され、成績評価は毎授業での到達目標達成度及び学期ごとに行う定期試験の結果をもって総合的に評価される。また、担当非常勤講師と学科専任教員は常に連携を密にし、情報を共有しながら授業運営に係る問題解決や授業改善に協力して取り組んでいる。</p> <p>更に、業界研修・臨床実習等を実施し、企業等の指導担当者の下、現場体験を深め即戦力としての更なる知識・技術の習得に努めている。実習実施前の協議を徹底すると共に、教員による実習巡回を通して指導担当者と教員の連携・情報共有を図り、協力体制を強化して教育効果の向上に努めている。</p>			
(3)具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。			
	科目名	企業連携の方法	科目概要 連携企業等
	成人看護学実習Ⅰ	3.【校外】企業内実習(4に該当するものを除く。)	生命や身体的機能を脅かされるような危機状態にある人が、順調に回復し社会復帰に向け自立が図れるような援助の方法を修得できる。 済生会八幡総合病院、済生会唐津病院、千早病院、宮田病院 計4施設
	成人看護学実習Ⅱ	3.【校外】企業内実習(4に該当するものを除く。)	慢性期および回復期にある対象者の身体的・精神的・社会的・霊的特性、ならびに健康問題について理解し、セルフケア能力を高めるための援助ができる。 済生会八幡総合病院、済生会唐津病院、たたりハビリテーション病院、宮田病院、福岡リハビリテーション病院 他 計8施設
3. 「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係			
(1)推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針			
※研修等を教員に受講させることについて諸規程に定められていることを明記			
<p>学園の定める教職員規定において、専門技術・知識の向上、授業内容・教育技法の改善、クラス運営力の向上、マネジメント能力や指導力の向上などを研修の目的として、職歴や能力・経歴、職責、担当業務に合わせて、定期的・継続的に業界と連携して研修を実施している。企業・業界団体等が開催する研修会や講習会に専任教員を計画的に参加させ、業界の変化やニーズを的確に把握すると共に、最新の技術・知識の習得に努めている。</p>			
(2)研修等の実績			
①専攻分野における実務に関する研修等			
<p>研修名:看護管理者研修 主 催:福岡県看護協会 実施日:令和6年2月10日 参加者:看護科専任教員1名 内 容:看護管理、人的マネジメントについて</p>			
②指導力の修得・向上のための研修等			
<p>研修名:教職員カウンセリング研修 主 催:滋慶教育科学研究所 実施日:令和5年8月1日 参加者:看護科専任教員1名 内 容:学校教育に必要なカウンセリング技術の習得</p>			
(3)研修等の計画			
①専攻分野における実務に関する研修等			
<p>研修名:日本看護学校協議会学会 主 催:日本看護学校協議会 実施日:令和6年8月1・2日 参加者:看護科専任教員 内 容:終末期の命を支える看護</p>			
②指導力の修得・向上のための研修等			
<p>研修名:看護シミュレーション教育 主 催:シミュレーション教育センター 実施日:令和6年4月27日、6月22日、9月7日 参加者:看護科専任教員4名 内 容:教育に携わるための必要な知識・技術の習得</p>			

4. 「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1) 学校関係者評価の基本方針

「専修学校における学校評価ガイドライン」に基づき、学校関係者として、卒業生、保護者、地域住民、高等学校、企業により構成される学校関係者評価委員会を組織し、この委員会が、学校が行った自己点検・自己評価の内容を審議・評価して、様々な角度からアドバイスや支援を行うことを通して、学校運営の改善に活用することを方針とする。

(2) 「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1) 教育理念・目標	教育理念・目的・育成人材像
(2) 学校運営	学校運営
(3) 教育活動	教育活動
(4) 学修成果	教育成果
(5) 学生支援	学生支援
(6) 教育環境	教育環境
(7) 学生の受入れ募集	学生の募集と受け入れ
(8) 財務	財務
(9) 法令等の遵守	法令等の遵守
(10) 社会貢献・地域貢献	社会貢献
(11) 国際交流	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 学校関係者評価結果の活用状況

運営部長を始め、学校長、事務局長、教務部長、学科長等で共有し、全スタッフに周知して、多岐に渡る学校運営の改善に努めている。特に、日々の学校運営の中で直ちに改善・対応が可能なことは、学校長の指導の下、学校全体に係る事業は事務局長・教務部長が中心となり速やかに改善に取り組み、学科に係ることは学科長が中心となり速やかに改善を図っている。また、改善に新たな予算確保が必要な案件は事務局長が中心となって次年度に向けて予算組を行い、改善を図っている。加えて、学則変更等が必要な案件は、学校長の指導の下、教務部長が中心となって学則変更手続きを行いながら改善を図っている。

学校関係者評価委員会を開催し、文部科学省が策定した「専修学校における学校評価ガイドライン」に沿って実施した昨年度の学校自己点検報告書について、当校に關係の深い13名の学校関係者評価委員に評価していただき、各項目について概ね「優れている」との評価を頂いた。また「入学定員の充足」「中途退学者の低減」「地域との交流を更に深める」など多くのご意見を頂いた。

学校のリーダー会議、学科会議、全体会議などでこれらの意見を共有し、検討・環境整備に取り組んでいきます。

(4) 学校関係者評価委員会の全委員の名簿

名 前	所 属	任 期	種 別
村田 栄治	村田整骨院 院長	令和6年4月1日～令和7年3月31日(1年)	企業等委員(柔道整復科)
要 信義	要鍼灸院 院長	令和6年4月1日～令和7年3月31日(1年)	企業等委員(鍼灸科)
橋本 修二	社会医療法人財団池友会 福岡和白病院 医療連携室 主幹	令和6年4月1日～令和7年3月31日(1年)	企業等委員(救急救命公務員科)
福田 智	医療法人 せと山荘クリニック 統括部長	令和6年4月1日～令和7年3月31日(1年)	企業等委員(理学療法科)
丸田 淳司	医療法人誠和会 牟田病院 医療部門科長	令和6年4月1日～令和7年3月31日(1年)	企業等委員(作業療法科)
案西 浩平	医療法人社団 桜香 あんざい歯科クリニック 理事長	令和6年4月1日～令和7年3月31日(1年)	企業等委員(歯科衛生士科)
平野 千恵美	医療法人相生会 宮田病院 看護師長	令和6年4月1日～令和7年3月31日(1年)	企業等委員(看護科)
安積 研二	AcroBats株式会社 取締役会長	令和6年4月1日～令和7年3月31日(1年)	企業等委員(スポーツ科学科)
中西 祐介	株式会社サンドラッグ 人事部採用課主任	令和6年4月1日～令和7年3月31日(1年)	企業等委員(薬業科)
谷口 貴隆	スポーツ科学科 卒業生	令和6年4月1日～令和7年3月31日(1年)	卒業生代表
富崎 尚美	在校生(鍼灸科3年)保護者	令和6年4月1日～令和7年3月31日(1年)	保護者代表
清輔 正孝	福岡県立香椎高等学校 校長	令和6年4月1日～令和7年3月31日(1年)	高等学校関係者
戎崎 淳一	福岡市博多区大浜公民館 館長	令和6年4月1日～令和7年3月31日(1年)	地域関係者

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(5) 学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

(ホームページ)・広報誌等の刊行物・その他( ) )

URL: <https://www.iken.ac.jp/school/public-info/>

公表時期: 令和6年5月31日

5.「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1)企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

学校で毎年定める事業計画の実行方針で提起された目標(カリキュラムのイノベーション、中途退学率の低減、就職100%、国家試験合格率100%等)を具現化するために、企業等からヒアリングを行い、業界の動向を踏まえた実行計画を作成している。その為にも、学校の方針や考え方に加え、様々な詳細情報を十分に理解して頂いた上で、意見やアドバイス、支援を頂くことが重要となる。企業等への具体的な情報提供方法としては、学校関係者評価委員会や教育課程編成委員会、業界関係者である非常勤講師との講師会、キャリアセンタースタッフによる企業訪問、企業とタイアップして行うイベント等あらゆる機会を活用して、積極的に情報の提供を行っている。

(2)「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1)学校の概要、目標及び計画	学校長名 所在地 連絡先 学校の沿革 建学の理念 学校安全関連 保健対策
(2)各学科等の教育	受入方法 定員 在校生数 カリキュラム 学年階 各学科教育目標 教科目権 シラバス 卒業進級判定基準 取得する称号
(3)教職員	教職員数 学校組織図 教員の実績
(4)キャリア教育・実践的職業教育	産学連携教育 キャリア教育ロードマップ 業界研修 キャリアセンター 就職指導
(5)様々な教育活動・教育環境	設備紹介 海外実学研修 部活動 学友会活動 産業界・行政・地域との連携
(6)学生の生活支援	中途退学防止支援 就職支援 健康支援 学費相談 進路変更支援 支援機関 支援制度 学生寮
(7)学生納付金・修学支援	学費一覧 学費サポート(奨学金・教育ローン案内・学費分割納入制度 等)
(8)学校の財務	法人財務資料
(9)学校評価	自己点検・自己評価と学校関係者評価
(10)国際連携の状況	留学生支援 海外研修実績
(11)その他	社会・地域貢献(ボランティア活動)

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)情報提供方法

(ホームページ) 広報誌等の刊行物、その他( ) )

URL: <https://www.iken.ac.jp/>

公表時期: 随時

授業科目等の概要

(医療専門課程 看護科)															
分類	必 修	選 択 必 修	自 由 選 択	授業科目名	授業科目概要	配 当 年 次 ・ 学 期	授 業 時 数	授業方法			場所		教員		企 業 等 の 連 携
								単 位 数	講 義	演 習	実 験 ・ 実 習 ・ 実 技	校 内	校 外	専 任	
	1	○		論理的思考	看護学生生活における学びを充実させる学習の基本的スキルを修得できる。また積極的に学習活動に参加し、グループメンバーとの交流を通して、学習の基盤づくりを行うことができる。	1 前	15	1	○	△		○			○
	2	○		統計学	医療・看護の科学的裏付けを明らかにするため、表計算ソフトの各種関数と統計処理の基礎を理解し、データ処理操作の実際および看護情報に関連したパソコン操作法を修得できる。	1 前	30	2	○	△		○			○
	3	○		教育学	人間の可能性を引き出すための教育の意義・方法を理解し、生涯教育や看護活動に役立つ基礎を修得できる。	1 後	15	1	○			○			○
	4	○		行動科学	病院から在宅療養へ、また延命医療からウェルネスや尊厳を重視したホスピス医療へなど、一連の医療システムが変化する新たな時代の中で、科学という知識とそれにより得た技術体系をどのように生かすのかを考えることができる。	1 前	15	1	○			○			○
	5	○		倫理学	人間の行為について学び、他人の問題ではなく、自分の問題として倫理を捉えることができる。	1 前	15	1	○			○			○
	6	○		情報科学	現代社会における情報システムの問題点の認識とそれへの対応、メディアリテラシーとITリテラシー、個人情報管理や守秘義務など基本的概念を理解し、看護師として必要な情報処理技術をWord・Excel・PowerPointを使い、看護業務に役立つ知識と技術を次得例を踏まえて修得することができる。	1 後	30	2	○			○			○
	7	○		人間関係論	人間を人との関係で成長する存在と捉え、人間関係を円滑に保つ必要性とその方法について理解できる。	1 前	15	1	○	△		○			○
	8	○		家族論	個々の人間にとって家族とは何か、社会にとって家族とは何かを理解し、家族・社会の特徴と課題を説明できる。	1 後	15	1	○	△		○			○
	9	○		文化人類学	自分の住む社会の文化を理解するとともに、世界の人々の様々な文化・生活・価値観を学び幅広い視野で人間を捉えることができる。	1 後	15	1	○			○			○
	10	○		社会学	社会構造や人間と社会の関係とその相互作用を学び、人間の環境としての社会を理解できる。	1 後	15	1	○			○			○
	11	○		英語	英語によるコミュニケーション能力を高め、看護に必要な英会話の基本を修得できる。	1 前	30	2	○			○			○
	12	○		形態機能学Ⅰ	実践の科学である看護学の土台となる、人体の構造と機能について、基礎基本を修得できる。	1 前	30	1	○			○		○	○
	13	○		形態機能学Ⅱ	実践の科学である看護学の土台となる、人体の構造と機能について、基礎基本を修得できる。	1 前	30	1	○			○		○	○
	14	○		形態機能学Ⅲ	実践の科学である看護学の土台となる、人体の構造と機能について、基礎基本を修得できる。	1 前	30	1	○			○			○
	15	○		形態機能学Ⅳ	実践の科学である看護学の土台となる、人体の構造と機能について、基礎基本を修得できる。	1 前	30	1	○			○		○	○
	16	○		生化学	人体の構成成分である化合物の生成と代謝について理解できる。	1 後	30	1	○			○			○
	17	○		臨床検査	検査データと人間の身体の異常はどのように関連しているのかを学び、看護ケアの実践に役立てることができる。	2 前	30	2	○			○			○
	18	○		病理学	病気の原因の解明・発生機序と、人体への影響・組織の構造変化について科学的に理解できる。	1 後	30	1	○			○			○

19	○		疾病治療論Ⅰ	各系統に関する病態生理・症状・検査を理解し、アセスメントできる基礎的知識を修得できる。	1 後	30	1	○		○		○						
20	○		疾病治療論Ⅱ	各系統に関する病態生理・症状・検査を理解し、アセスメントできる基礎的知識を修得できる。	1 後	30	1	○		○		○						
21	○		疾病治療論Ⅲ	各系統に関する病態生理・症状・検査を理解し、アセスメントできる基礎的知識を修得できる。	1 後	30	1	○		○		○						
22	○		疾病治療論Ⅳ	各系統に関する病態生理・症状・検査を理解し、アセスメントできる基礎的知識を修得できる。	1 後	30	1	○		○		○						
23	○		疾病治療論Ⅴ	各系統に関する病態生理・症状・検査を理解し、アセスメントできる基礎的知識を修得できる。	1 後	30	1	○		○		○		○				
24	○		疾病治療論Ⅵ	リハビリテーションの概念と技術を理解できる。	1 後	15	1	○	△	○		○						
25	○		薬理学	薬物の特徴・作用機序・人体への影響および薬物の管理について理解できる。	1 後	15	1	○		○		○						
26	○		栄養学	健康を支える日常の食事から、療養生活における栄養食事療法までの知識を積み上げ、統合した知識を修得できる。	1 後	30	1	○		○		○						
27	○		微生物学	微生物の分類や特徴を学び、人体に及ぼす影響および感染予防について理解できる。	1 前	30	1	○		○		○						
28	○		臨床心理学	看護の対象となる人のこころの問題や葛藤に対する援助について、心理学的知識と技術を修得できる。	1 後	15	1	○	△	○		○						
29	○		公衆衛生	公衆衛生及び公衆衛生看護の歴史、基本理念、目的、対象を理解する。地域・学校・産業領域における健康問題の予防と解決のために、地域住民や関係者と共同して活動する方法の概要を理解できる。	1 後	15	1	○		○		○						
30	○		総合医療論	先端医療に内包されるさまざまな試みが、人間の生活や命に対する価値観へ与える影響について考察できる。	1 後	15	1	○		○		○						
31	○		看護関係法規	法の基礎知識ならびに保健・医療関係法規を学び、看護専門職者としての法的役割と責任を明確にできる。	2 前	15	1	○		○		○						
32	○		社会福祉	社会福祉の理念・目標について理解し、法律や制度・施策の体系について理解できる。	2 前	30	2	○		○		○						
33	○		看護学概論	看護の本質を学び、看護の概念を理解することで、看護観を育み深めることができる。	3 後	30	1	○	△	○		○						
34	○		フィジカルアセスメント	情報収集・アセスメントと実践という情報をどのように解釈し、判断していくのかの思考過程を十分に活用し、考えて動く力を身につけることができる。	1 前	30	1	○	△	○		○						
35	○		コミュニケーションスキル	コミュニケーションの本質を学び、人格の形成及び人間関係の構築について理解し、実践できるようになることを目指す。さらに授業内でグループ分けやゲームを通じて、他者との円滑なコミュニケーションを実践することができる。	1 前	15	1	○	△	○		○						
36	○		臨床看護総論	「基礎看護技術」で修得した内容を、臨床の場で出会うことの多い事例を通して具体的に学習し、臨床に適應できるように知識と技術の統合を図る。更に看護の実践者として様々な対象に応じた看護を総合的に考えることができる。	1 後	15	1	○		○		○						
37	○		看護研究	看護専門職者として、看護における研究に意義と必要性を理解する。また、基本的知識を基に、看護を多角的視点から深く考察し、質の高い看護を追求する能力を修得できる。	3 後	30	1	○		○		○						
38	○		看護行為に共通する技術Ⅰ	看護実践における技術の意味を理解し、看護活動の基礎となる共通基本技術を修得できる。	1 前	30	1	○	△	○		○						
39	○		看護行為に共通する技術Ⅱ	看護実践における技術の意味を理解し、看護活動の基礎となる共通基本技術を修得できる。	1 前	30	1	○	△	○		○						

40	○		看護行為に共通する技術Ⅲ	理論家による看護理論から看護の独自性と看護の対象となる人の捉え方を学び、事故の看護観を体系的に考えることができる。マズロー、ゴードン、ヘンダーソンらの基本的・代表的なアセスメント理論を抑えたうえで、事例を通して統合的なアセスメントを修得できる。	2 前	30	1	○	△	○	○			
41	○		健康的な生活への援助技術Ⅰ	日常生活において看護を必要とする人のニーズを把握し、その人に合わせた援助技術を修得できる。	1 前	30	1	○	△	○	○			
42	○		健康的な生活への援助技術Ⅱ	日常生活において看護を必要とする人のニーズを把握し、その人に合わせた援助技術を修得できる。	1 後	30	1	○	△	○	○			
43	○		健康的な生活への援助技術Ⅲ	日常生活において看護を必要とする人のニーズを把握し、その人に合わせた援助技術を修得できる。	1 後	30	1	○	△	○	○			
44	○		生命活動を支える援助技術	治療の意義・目的および看護の役割を理解し、診断・治療を受ける人への援助技術を修得できる。	2 前	30	1	○	△	○	○			
45	○		地域と暮らし	地域診断的視点から「地域の中の療養者」に対する看護について修得できる。	1 前	15	1	○	△	○	○			
46	○		暮らしを支える看護	人々の様々な生活様式やライフステージの段階に対応した看護について自ら考える力を修得できる。	1 後	15	1	○	△	○	○			
47	○		在宅看護概論	在宅看護の意義と必要性及び概要を理解できる。	2 前	15	1	○		○	○			
48	○		在宅看護方法論Ⅰ	療養者のための社会資源の活用や看護の手無きについて、地域包括ケアシステムの視点からこれからの時代に求められる看護を修得できる。	2 前	15	1	○		○	○			
49	○		在宅看護方法論Ⅱ	訪問看護における具体的な感染予防対策、災害などの健康危機に際し、在宅療養を支えるための対応や取り組みについて修得できる。	2 前	30	1	○	△	○	○			
50	○		在宅看護方法論Ⅲ	各病期の訪問看護の事例を通じ、在宅で療養するあらゆる健康レベル、発達段階の人とその家族への実践的な知識を修得できる。	2 後	30	1	○	△	○	○			
51	○		成人看護学概論	「成人とは何か」を明確にし、看護の対象としての成人を理解することができる。	2 前	15	1	○		○	○			
52	○		成人看護学方法論Ⅰ	各疾患の病態・検査・治療法に基づいて、周手術期の看護の根拠をイメージして学習する。患者の変化をたどりながら、ポイントを押さえて術後の看護を修得できる。	2 前	30	1	○	△	○	○			
53	○		成人看護学方法論Ⅱ	リハビリテーション関連職種によるチームアプローチの手法や、ニーズの高まる地域医療連携について考察する。障害をアセスメントしてリハビリテーション看護を実践できる応用力を培うことができる。	2 前	30	1	○	△	○	○			
54	○		成人看護学方法論Ⅲ	慢性病を抱えた人が依存ではなく、自立した存在としてセルフマネジメントしていくための支援方法を修得できる。	2 前	30	1	○	△	○	○			
55	○		成人看護学方法論Ⅳ	がん患者だけでなく生命を脅かす疾患を抱えたすべての人の緩和ケアについて学び、個性の高い緩和ケアをより具体的に考える。生命倫理について再考することができる。	2 前	30	1	○	△	○	○			
56	○		成人看護学方法論Ⅴ	急激な健康破綻にある人々を援助する能力を身につける。自身の健康をセルフケアすることが困難な危機的状況で、個々の「健康観」と「健康観」に沿った看護を理解できる。	2 前	30	1	○	△	○	○			
57	○		老年看護学概論	高齢者の身体的・心理精神的・社会的特徴が理解できる。高齢者の加齢変化と疾患や生活機能変化について理解し、それが生活のどのように影響しているのかを理解できる。	2 前	15	1	○	△	○	○			
58	○		老年看護学方法論Ⅰ	高齢者の生活史を社会変化との関連で理解できる。高齢者の健康づくりについて理解できる。	2 前	15	1	○		○	○			
59	○		老年看護学方法論Ⅱ	加齢に伴う特徴を理解するとともに、健康障害を示す病態、症状や兆候、経過、治療法などを学び、高齢者及びその家族を対象とした看護援助の方法並びに援助技術について看護過程を展開しながら修得できる。	2 前	30	1	○	△	○	○			
60	○		老年看護学方法論Ⅲ	様々な健康レベルにある高齢者について理解を深め、効果的な看護を展開するための知識・技術・態度を修得し、実践へと繋げることができる。	2 後	30	1	○	△	○	○			



61	○		小児看護学概論	小児看護の理念、歴史と意義、子どもの権利について学び、子どもの権利を擁護する小児看護の在り方について考察することにより、子どもを主体とした小児看護を修得できる。	2 前	15	1	○		○	○									
62	○		小児看護学方法論Ⅰ	子どもの健康問題や子どもを取り巻く社会・医療の現状と課題、子どもの法律・施策について学び、小児看護の持つ課題について考察することにより、今後の小児看護を創造することができる。	2 前	15	1	○		○		○								
63	○		小児看護学方法論Ⅱ	一人ひとりの子どもの権利を擁護し、子どもに安全で安楽なケアを提供するために、科学的な根拠に基づいた看護実践能力を修得できる。	2 前	30	1	○	△		○		○							
64	○		小児看護学方法論Ⅲ	小児に多い失火の予備小児各期特有の疾患の病態、診断、治療、予後、看護について系統別に学習し、臨床実習に応用できる。	2 後	30	1	○	△		○		○	○						
65	○		母性看護学概論	母性看護の基盤となる概念を理解し、母性看護の対象、母性看護実践を支える概念を修得できる。	2 前	15	1	○	△		○		○							
66	○		母性看護学方法論Ⅰ	リプロダクティブヘルスの基礎（概念、生理、倫理、法・制度）、女性における健康課題を学ぶ。また、思春期における課題を理解できる。	2 前	15	1	○			○		○							
67	○		母性看護学方法論Ⅱ	エビデンスに基づく母性看護の基礎技術を修得できる。	2 前	30	1	○	△		○		○							
68	○		母性看護学方法論Ⅲ	女性特有の疾患および周産期の異常経過にある女性の看護について、身体的特性と心理・社会的特性、アセスメントおよび看護について修得できる。	2 後	30	1	○			○		○	○						
69	○		精神看護学概論	看護の概要、精神看護の対象となる人の心について理解し、健康のレベルと障害の関連や精神の不健康状態について理解できる。	2 前	15	1	○	△		○				○					
70	○		精神看護学方法論Ⅰ	地域における精神保健活動や、リカバリー、レジリエンスの概念から、その支援に有効なストレングスマデルについて理解できる。	2 前	15	1	○	△		○				○					
71	○		精神看護学方法論Ⅱ	精神障害のある患者との治療的関係の成立が理解できる。	2 後	30	1	○	△		○				○					
72	○		精神看護学方法論Ⅲ	精神障害者の人権を守り、地域生活を支えていくための施策を理解できる。	2 後	30	1	○	△		○				○					
73	○		看護管理	看護管理は管理者だけの概念ではない、個々のスタッフがそれぞれの立場で様々な状況に対応する際によって立つ基盤となるものである。日々、管理的な視点をもって勤務する看護職に育つために必要な基礎的知識を修得できる。	3 後	15	1	○			○				○					
74	○		災害・国際看護	災害や災害医療に関する基本的な知識を、実践的に学ぶ。国際看護活動に関心を持ち、国際的活動における看護師の役割について理解できる。	3 後	30	1	○			○				○					
75	○		医療安全	セーフティマネジメントについて基礎的能力を修得できる。	3 後	30	1	○	△		○				○					
76	○		専門職連携学習	多職種での役割・機能の理解を深め、職種連携における看護師の役割について理解できる。	3 後	15	1	○	△		○				○					
77	○		看護の統合演習Ⅰ	既習の知識・技術を統合し、対象の状態に応じた看護を実践する能力を修得できる。	3 後	30	1	○	△		○				○					
78	○		看護の統合演習Ⅱ	3年間で培った知識と技術を統合し、看護師としての第一歩とすることができる。	3 後	15	1	○	△		○				○					
79	○		基礎看護学実習Ⅰ	看護学の基本で学んだ知識・技術・態度に基づいて、看護の対象となる人を取りまく環境と看護の役割を理解し、対象となる人にあわせた日常生活を援助する能力を修得できる。	1 通	45	1				○		○	○	○	○				
80	○		基礎看護学実習Ⅱ	看護の対象となる人を総合的に理解し、科学的根拠に基づいた日常生活行動援助の基本的能力を修得できる。	1 後	90	2				○		○	○	○	○				
81	○		地域・在宅看護論Ⅰ	地域で生活する人びとの健康やQOLの向上をめざした地域看護における活動の場と看護職の役割を理解できる。	1 前	30	1				○		○	○	○					

82	○		地域・在宅看護論Ⅱ	地域社会の保健・医療・福祉サービスを総合的に捉え、地域で生活しながら療養する人と、その家族の健康問題を理解し、生活の場における看護の実践を理解できる。	3 前	90	2				○	○	○	○	
83	○		成人看護学実習Ⅰ	生命や身体的機能を脅かされるような危機状態にある人が、順調に回復し社会復帰に向け自立が図れるような援助の方法を修得できる。	2 後	90	2				○	○	○	○	○
84	○		成人看護学実習Ⅱ	慢性期および回復期にある対象者の身体的・精神的・社会的・霊的特性、ならびに健康問題について理解し、セルフケア能力を高めるための援助ができる。	2 後	90	2				○	○	○	○	○
85	○		成人看護学実習Ⅲ	終末期にある患者及び家族の全人的苦痛と、苦痛の緩和及びQOL維持への援助を理解できる。	3 前	90	2				○	○	○	○	
86	○		老年看護学実習	通所介護及び療養施設を利用する高齢者の状態や在宅での生活、家族の状況、利用目的などを理解し、必要な援助を知ることができる。	3 前	90	2				○	○	○	○	
87	○		小児看護学実習	発達段階に応じた日常生活援助ができる能力を養い、健康障害を持つ子どもとその家族の特徴を理解できる。障害児の療育環境及び家族の特徴を理解し対象に応じた看護を実践できる基礎的能力を修得できる。	3 前	90	2				○	○	○	○	
88	○		母性看護学実習	施設で取り組まれている保健活動の実際を通して、子どものよりよい成長・発達を促すための子育て支援について学び、妊産褥婦・新生児およびその家族を理解し、対象に応じた看護を実践できる基礎的能力を修得できる。	3 前	60	2				○	○	○	○	
89	○		精神看護学実習	精神科病棟で生活する精神を病む人々を理解できる。また、受け持ち患者との治療的コミュニケーションと看護過程を通して、精神を病む人々の看護に必要な知識・技術・態度を修得できる。	3 前	90	2				○	○	○	○	
90	○		看護の統合と実践実習Ⅰ	臨床の現場において多重課題のなかで看護を判断し、既習の知識・技術・態度を統合し安全に配慮し、個性性のニーズを重視して瞬時に判断する能力を修得できる。	3 前	90	2				○	○	○	○	
91	○		看護の統合と実践実習Ⅱ	実際の救急現場活動を見学することによって、出勤から現場活動、搬送、医療機関引き継ぎ、救急活動記録記載や救急訓練などの救急業務について理解できる。	3 前	30	1				○	○	○	○	
合計						91	科目	106 単位(単位時間)							

卒業要件及び履修方法		授業期間等	
卒業要件	当該学年において、履修すべき学科目のうち、履修を認定されない学科目（不合格）が1科目以上あれば卒業できない。また、履修すべき学科目のいずれかについて、出席回数が総授業回数の3分の2未満の者は卒業できない。	1学年の学期区分	2期
履修方法	講義・演習・実技・実習のいずれかにより、またはこれらの併用により行う。選択必修科目と自由選択科目を履修し、各科目66.7%以上の出席し試験等による60点以上の評定で単位取得する。	1学期の授業期間	15週

(留意事項)

- 1 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 2 企業等との連携については、実施要項の3(3)の要件に該当する授業科目について○を付すこと。